

●香川県告示第95号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、瀬居加入区及び櫃石加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、告示する。

平成19年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀